

「装置型式指定規則」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成 10 年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「協定」という。）に加入し、その後、協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）を段階的に採用しているところです。

協定の運営委員会である国連欧州経済委員会 (UN/ECE) 自動車基準調和世界フォーラム (WP29) では、新技術の普及等に併せ、必要な協定規則を作成・改訂してきているところであります。このうち、日本が既に採用している「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」等については、平成 18 年 3 月に開催された WP29 の第 138 回会合において、改正案が採択されており、協定に定める規則改正手続きを経て、平成 18 年 10 月 10 日に当該改正案が発効される予定となっています。

これを受け、協定規則との整合を図るため、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、「装置型式指定実施要領について」（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日自技第 215 号、自審第 1253 号、自環第 222 号）を改正する必要があります。

2. 改正概要

「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第 48 号）」等の改訂に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと。）対象となる装置に係る規則の改訂番号の変更を行うため、装置型式指定規則第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）の改正を行います。

また、装置型式指定実施要領の以下の別添について、協定規則の改訂と同様の改正を行います。

別添 5 二輪車等の施錠装置の装置型式指定基準

別添 6 四輪自動車等の施錠装置の装置型式指定基準

別添 7 イモビライザの装置型式指定基準

別添 25 前部霧灯の装置型式指定基準

別添 46 盗難発生警報装置の装置型式指定基準

別添 48 灯火器及び反射器ならびに指示装置の取付装置の装置型式指定基準

3. スケジュール

公布：平成 18 年 9 月中旬 予定

施行：平成 18 年 10 月 10 日